

「岩手県庁内基幹業務システム構築業務」に係る公募型プロポーザルの質問に対する回答（その3）

No.	資料参照	該当ページ	該当項目	質問内容	回答	備考
1	別紙2-2識能要件適合表(要求機能一覧)【財務会計システム】	-	「01予算管理」シート	項目番号18「継越収納編入」について、年度末(3/31もしくは5/31)時点で未収入である調定を対象とし、新年度の調定として一括作成（継越）を行う処理と想定して良いでしょうか。	お見込みのとおり。	
2	別紙2-3_機能要件適合表(要求機能一覧)【予算編成システム】	-	-	当初予算要求の調整後一般財源扱い(県税・地方交付税等)【項目番号54】の機能要件の内容と、補正予算要求の調整後一般財源扱い(県税・地方交付税等)【項目番号84～38】の機能要件の内容が異なる記載となっていますが、当初と補正で機能が異なるものと解釈してよろしいか。	機能要件としては、同一であるが、記載した具体性に差異があったもの。別紙資料のとおり、内容を統一し修正する。	
3	別紙2-2識能要件適合表(要求機能一覧)【財務会計システム】	-	「04支出」シート	項目番号131について、施行同。実施同のタイミングでは債権者の入力はないものと想定しておりますが誤りであるという解釈でよろしいか。	特命随意契約の実施同等を前提に、債権者を登録できること。 一般競争入札などは、登録は必ずしも登録を必要としないため、登録の有無を任意に選択できること。	
4	別紙2-2識能要件適合表(要求機能一覧)【財務会計システム】	-	「04支出」シート	項目番号95「振替(支出一支出)」について、項目番号-04「支出更正」との違いは何かご教示ください。	「支出更正」とは「誤り等を修正する処理」という意味を明確にしているものであって、「振替(支出-支出)」と「支出更正」は歳出事業予算から戻出し、他の歳出事業予算へ戻入する機能としては同一であるもの。	
5	別紙2-2識能要件適合表(要求機能一覧)【財務会計システム】	-	「04支出」シート	項目番号123「支払不能更正」の通知について、108～110「支払不能」が任意であることから、本要件も任意との解釈でよろしいか。	お見込みのとおり。次のとおり、訂正する。 項目番号123：(訂正) [必須・任意] 任意 [重要度] 高	
6	別紙3 機能要件適合表(帳票要件)	-	全般	帳票要件に関して、ご提案するパッケージとしては仕組み上有さないもの（歳出短縮コード管理DBブルーフリスト、資金前渡精算書）や、機能要件上は”任意”とされているもの（定例調定登録票、支払不能報告書等）が含まれております。 これらについては、「条件付き実現可能」と回答させていただき、備考欄に当該帳票がなくても運用する方法の提案や、機能要件上”任意”であるため実装しない旨を記載して提案してよろしいか。	提案内容が現行システムで実装するコードを持たない仕様であれば、これに紐づく帳票は不要であるもの。実装しない情報は帳票出力は不要であるため、これを「備考」欄に明確に記載すること。 なお、資金前渡精算書を出力できない場合は、精算を可能とする機能が必須となることを申し添える。 (別紙2-2識能要件適合表(要求機能一覧)【財務会計システム】支出No130)	
7	別紙3 機能要件適合表(帳票要件)	-	「財務会計システム（給与除く）」シート	債務負担行為に関わる機能要件は、RFIの時点では要件にございましたが、本調達仕様では取り下げとなつた認識であります。(別紙2-2 生機能要件適合表(要求機能一覧)【財務会計システム】.xlsxには含まれておりません。)、帳票要件に関しても同様であり、「財務会計システム(給与除く)」シート、項番466～470については実装不要と解釈してよろしいか。	お見込みのとおり。次のとおり、訂正する。 項番466：(訂正) [要件区分] 1 不要 項番467：(訂正) [要件区分] 1 不要 項番468：(訂正) [要件区分] 1 不要 項番469：(訂正) [要件区分] 1 不要 項番470：(訂正) [要件区分] 1 不要	○県注釈 「RFIの時点での要件」とは、令和7年1月から3月に実施した「府内基幹業務システムの更新に係る情報提供依頼(RFI)」において情報提供のため、提示した要件をいう。
8	調達仕様書	10	第2章 作業の概要 7 スケジュール	本業務は長期開発案件となるため、開発の各工程完了にあわせて分割検査を実施いただくことは可能でしょうか。もしくは、前金払いの対応は可能でしょうか。	本委託契約は、出来高を定めて、年度ごとに完了確認を行い、年度ごとの「出来高払（部分払）」を想定するもの。 現時点で「前金払」は想定していない。ただし、「前金払」の可否については、事業者が「前金払」を希望する場合において、県との契約前協議により地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び岩手県会計規則（昭和39年岩手県規則第15号）等に従い適用の可否を十分検討し、当該年度の予算の範囲内において可能となる場合がある。	
9	別紙2-2識能要件適合表(要求機能一覧)【財務会計システム】	-	「04支出」シート	項目番号123「支払不能更正の審査」について、項目番号108～110の支払不能に関わる要件は「任意」のため、123も「任意」であると理解してよろしいか。	お見込みのとおり。次のとおり、訂正する。 項目番号123：(訂正) [必須・任意] 任意 [重要度] 高	
10	調達仕様書	16	第3章 作業の概要 2 非機能要件 2-3 信頼性要件	「サーバ構成について、オンラインミス（府内）を想定する場合、バックアップ機能は県が提供する。」とありますが、「個別業務システム仮想化統合基盤」で提供されるバックアップ方式について、業務システムとして選択可能な方式についてご教示ください。	統合基盤では、DELL EMC Avamar、DataDomainにより、仮想マシンごとに日次バックアップを行っているもの。（日次：3世代、週次：3世代） これ以外のバックアップ方式については、県は提供しない。	
11	調達仕様書	①37 ②47	第9章 開発作業体制及び作業方法 ①1 作業体制 ②2 開発方法	スケジュール、体制、作業プロセス、進捗・課題の管理方法等を示すプロジェクト計画書については、契約締結後の早期段階で合意する想定です。調達仕様書P37に示される「開発実施計画書」とP41に示される「プロジェクト計画書」は同じドキュメントを指し、作成は内容を包括していればプロジェクト計画書のみの作成と解釈してよろしいか。また、この合意に関して、契約後何日以内など具体的な期限の設定があればご教示ください。	「プロジェクト計画書」と「開発実施契約書」について、お見込みのとおり。記載すべき事項が漏れなく示されていれば、同一文書として差し支えないもの。 契約後の提出期限については、契約前協議において定めるもの。	
12	調達仕様書	21	第4章 開発するシステムの稼働環境要件 1 前提	第4章-1-(1)に「ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルが適用されるようにすること」と記載がありますが、貴県で使用されているウイルス対策ソフトウェアをご教示ください。また、ウイルス対策については、既存のウイルス対策サーバを利用することは可能との理解でよろしいか。	県が導入しているウイルス対策ソフトについては、回答しない。 調達仕様書記載のとおり、「府内基幹業務システム」に導入するウイルス対策ソフトの調達は、受託者が行い本調達に含めること。	
13	-	-	-	優先交渉権者の決定から契約までの間に、契約に含む内容（提案による範囲、条件、方針等）を協議する「契約前協議」を開催し、双方認識合せの場を設けた上で、契約を締結するとの理解でよろしいか。	お見込みのとおり。	